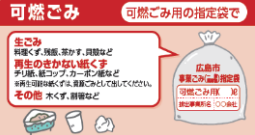
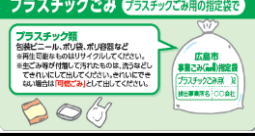


廃棄物分別排出表

2024. 6. 1最新

一般廃棄物



可燃ごみ	
広島市事業ごみ指定袋 可燃ごみ用	<ul style="list-style-type: none"> ● 生ごみ（残飯類、掃除かす、割りばし、木切れ、吸殻等） ● 再生のきかない紙くず（再生紙は資源ごみへ）
赤	（ティッシュ、チリ紙、紙コップ、カーボン紙、ラミネート紙） （油等で著しく汚れの付着した紙ごみ）（再生できない衣類、雑巾等）
可燃ごみ 可燃ごみ用の指定袋で	<ul style="list-style-type: none"> ● 汚れたプラスチック類（コンビニ容器等、食堂等で使用したビニール手袋※医療関係除く）
	【容量】 10% 30% 45% 70% 90%
価格…45% ¹ ：107円/枚	

プラスチックごみ	
広島市事業ごみ指定袋 プラスチックごみ用	<ul style="list-style-type: none"> ● 包装ビニール （ポリ袋、洗剤容器、緩衝材、エアークャップ、PPバンド等）
緑	<ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック類（リングファイル、プラケース、プラ製品） （食品トレー、CD、テープ、靴、等）
プラスチックごみ プラスチックごみ用の指定袋で	※一般生活から排出される物と同等の質・量に限る。 多量、業態→産業廃棄物 となる場合があります。
	【容量】 45% 70% 90%
価格…45% ¹ ：65円/枚	

不燃ごみ	
広島市事業ごみ指定袋 不燃ごみ用	<ul style="list-style-type: none"> ● 金属複合物 ※小型家電類は除く （傘、文房具等事務用品、ライター（使用済））※傘は45%の袋を使用して下さい。
オレンジ	<ul style="list-style-type: none"> ● ガラス・陶磁器類 ※ガラス陶磁器のみが満載での排出は不可 （ガラス、皿、茶わん、湯飲み等耐熱処理がしてある物）
不燃ごみ 不燃ごみ用の指定袋で	※一般生活から排出される物と同等の質・量に限る。 多量、業態→産業廃棄物 となる場合があります。
	【容量】 15% 30% 45%
価格…45% ¹ ：65円/枚	

※指定袋の口は**閉じた状態**で排出をお願いします。（不燃ごみ用へ傘を入れる場合を除く）

※必ず**排出事業者名の記入**をお願いします。（回収ができません場合がございます）

資源ごみ	
※広島市事業ごみ指定袋以外で排出	
容器類	● 瓶（一升瓶、栄養ドリンク、コーヒー容器）、缶、ペットボトル
紙類	● 新聞、雑誌、OA用紙、感熱紙、伝票（ノンカーボン）シュレッター、段ボール ※名刺サイズ以下の紙類は 可燃ごみ での排出が可能です。（シュレッターを除く）
その他	● 再生できる布類 ● 小型金属類（金具、鍋、やかん等） ● 発泡スチロール  ※大型金属類は産業廃棄物となる場合あり。  以外の物はプラ用指定袋で排出。